

## 平成24年第4回立科町定例議会会議録

1. 招集年月日 平成24年12月7日（金曜）

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 榎本 真弓	2番 森本 信明	3番 小宮山 正儀
4番 土屋 春江	5番 西藤 努	6番 田中 三江
7番 山浦 妙子	8番 小池美佐江	9番 箕輪 修二
10番 宮下 典幸	11番 橋本 昭	12番 滝沢寿美雄

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 小宮山和幸 副町長 森澤光則  
総務課長 笹井茂 町づくり推進課長 笹井恒翁  
町民課福祉係長 羽場幸春 農林課長 中澤文雄 建設課長 荻原邦久  
教育次長 笹井伸一郎 観光課長 岩下弘幸  
ハートフルケアたてしな所長 佐藤繁信 会計室長 真瀬垣妙子  
庶務係長 長坂徳三

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今井民夫 書記 伊藤百合子

散会 午前11時06分

議長（滝沢寿美雄君）これから、本日の会議を開きます。

報告します。塩沢教育長は、所用のため、欠席届が出ています。

議事日程の説明を願います。今井事務局長。

事務局長（今井民夫君）　　―――議事日程朗読―――

平成24年第4回立科町議会定例会議事日程第1号

平成24年12月7日 金曜 午前10時00分開議

第1 議案第69号 立科町税外収入金の催促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例制定について

第2 議案第70号 立科町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例制定について

第3 議案第71号 立科町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例制定について

第4 議案第72号 立科町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例制定について

第5 議案第73号 立科町水道事業布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定について

第6 議案第74号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

第7 議案第75号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定について

第8 議案第76号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定について

第9 議案第77号 立科町暴力団排除条例の一部を改正する条例制定について

第10 議案第78号 立科町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

第11 議案第79号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定について

第12 議案第81号 平成24年度立科町一般会計補正予算（第4号）について

第13 議案第82号 平成24年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

第14 議案第83号 平成24年度立科町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

第15 議案第84号 平成24年度ハートフルケアたてしな事業会計補正予算（第3号）について

第16 議案第85号 平成24年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

第17 議案第86号 平成24年度立科町索道事業特別会計補正予算（第3号）について

第18 陳情第3号 安心できる介護保険制度の実現を求める陳情書

以上です。

◎日程第1 議案第69号

議長（滝沢寿美雄君）日程第1 議案第69号 立科町税外収入金の督促及び延滞金の徴収並びに延滞処分に関する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。11番、橋本昭君。

11番（橋本 昭君）11番、橋本です。

所管の条例でございますけれども、法規審査委員会の委員長である副町長がおられる、在籍のもとで質問をさせていただきたいと思っておりますので、質問をさせていただきます。

第2条、督促でございますけれども、改正前の条例では、この最後の第1項、「納期限後20日以内に督促をすることができる。」というふうになっておりますけれども、改正前はこれは「督促をしなければならない」という義務規定になっているわけですが、これを「できる」とした理由を、まずお願いしたいということです。

それから、第4条の延滞金でございますけれども、延滞金の第1項、これは第1項しかありませんけれども、最後のほうに「延滞金として加算して徴収することができる。」というふうになっておりますけれども、前改正条例は「徴収する」というふうに、必ず徴収しなければならないというふうな条例構成になっているわけですが、これを「できる」とした理由についてご説明いただきたい。

それと、延滞金の減免、第5条ですけれども、これは町長は減免をできるということが、「できる」という条例になっているわけです。第4条との関係で、第4条で「できる」、第5条で「できる」、両方とも「できる」ということ自体、この条例の構成はちょっと何か不具合があるんじゃないだろうか。以前の条例では「する」という形で、「しなければならない」形になっているわけですが、それを「できる」という形で、減免の権限を町長に与えたという条例構成になっていると思っておりますけれども、これについての見解をちょっとお願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君）笹井総務課長。

総務課長（笹井 茂君）はい、お答えします。

今回、「できる」としたものの、この意図は、「できる」ということは、その逆もあります。その反対もあるわけですから、そういう中で、今まではするということではっきりしておりましたが、督促の場合にも、その内容、事情等、いろいろ、今考慮しなければならない事情がたくさんあります。そういった中で、当然「する」に近い内容で交渉等、事務等は進めておりますけれども、事情の内容によっては、「できる」ということにして、やはり余裕を持たせるというようなことも考えておまして、そういう意味での「できる」という規定に変えました。

それから、2つ目、3つ目の文言の、やはり同じ内容ですが、「できる」規定、それも同じ意味で改正した部分もあります。

最後の延滞金の減免については、当初、改正前もそのようになっております。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第2 議案70号

議長（滝沢寿美雄君）日程第2 議案第70号 立科町指定地域密着型サービスの事業の人員設備及び運営等に関する基準を定める条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。2番、森本信明君。

2番（森本信明君）2番、森本です。

説明の中で、特にこの条例については、国の準則に基づいて、すべてになっているようですが、説明の中でいきますと、記録の整備、第42条、22ページになりますけれども、準則では2年ということになっているということでありましたが、立科町については5年にすると、こういう条例であります、この5年という意図的なものがどういうところにあるのか、ご説明をお願いします。

議長（滝沢寿美雄君）羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君）お答えいたします。

この2年と5年とするという内容につきましては、地方自治法の中で、236条、金銭債務の消滅事項という内容の中で、やはり2年ということに関しては、さかのぼりで何かあった場合に、証拠書類的なこととか、そういう部分で、やはり正解を求める上において、そのくらいな期間が必要ではないかというようなことで、自治法に合わせて、この関係についても5年ということにさせていただきました。いろんな部分で、事業者等が不適切な介護報酬を受け取った場合とか、いろんな返還請求等を想定いたしまして、3年延長させていただいたということでございます。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第4 議案71号

議長（滝沢寿美雄君）日程第3 議案第71号 立科町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君）4番、土屋です。

介護予防も、先ほどの密着サービスのほうの関係、両方あるんですけれども、身体拘束をする場合における家族への説明はあるんですけれども、その了解を得るといった、その印鑑をもらうとか、そういうことまではしないということの条例なんですよ、これは。その点、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

議長（滝沢寿美雄君）羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君）お答えいたします。

通常、身体拘束という手段をとらざるを得ない状況と申しますのは、今、施設等においてお預

かりしていく中で、本人に対して危険性が及ぶということに対しての一番安全策を考えておる内容かと思えますけれども、この部分については、やはり家族の同意というものでとることについては、実際のところ、やはり家族的には縛られるということに抵抗感があるかと思うんですけれども、生命、命ということを重視した中での取り扱いというふうに理解しておりますので、そんなことになろうかと思えます。

議長（滝沢寿美雄君）4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君）4番、土屋です。

だから、口頭で家族と了解を得るということで、こういうわけこうで了承していただきたいというのを書面でとるということはしないということですね。

議長（滝沢寿美雄君）羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君）そういった場合においては、書面では、現段もとってはおらないんですけれども、やはりご家族のあくまでも同意をいただくということが原則というふうな取り扱いの中で動いているということでございます。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はありませんか。4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君）その件なんですけれども、やはり家族とのトラブルというものがこれからは、じゃなくても多かったですね。だから、立科町としてはそこのところを書面で家族からいただくという、そういう方向を私はとったほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、またその提案をいたしますけれども、考えていただければと思います。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第5 議案72号

議長（滝沢寿美雄君）日程第4 議案第72号 立科町公共下水道事業の構造の技術上の基準等に関する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第5 議案73号

議長（滝沢寿美雄君）日程第5 議案第73号 立科町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第6 議案74号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第6 議案第74号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第7 議案75号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第7 議案第75号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。11番、橋本昭君。

11番（橋本 昭君） 11番、橋本です。

今回、第6条の改定があるわけですがけれども、新しい徳花苑の特養を意識したものであろうというふうに理解しておりますけれども、改正前の条例、第6条は、物品の譲与または減額譲渡という、第6条に項目がございまして、その第6条をちょっと読みますと、物品は次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲渡し、または時価よりも低い価格で譲渡することができるというふうに、「譲渡」という言葉を使っております。

ところが、第3条、ここの改正もあるわけですがけれども、第3条の普通財産の譲与または減額譲渡という条項、条例では、これも読みますけれども、第3条、普通財産は次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、普通財産は譲与し、物品は譲渡しという条例になっておりますけれども、譲渡というのは有償であろうと無償でもよろしいわけですがけれども、物品は譲渡ということで、有償になるのか無償になるのかということが、この条例でははっきりしない。普通財産は譲与ということですから、無償で与えるというふうになってはいますけれども、物品について譲渡しという条例上は、無償になるのか有償になるのか、はっきりしないというところのこの条例構成になってはいますけれども、これについて、今回の改正の中で、この「譲渡」ということを「譲与」というふうに変えるべきではないだろうかというふうに思いますけれども、その辺についての見解をお願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井 茂君） はい、お答えします。

今、ご指摘ありました、この「譲与」と「譲渡」という言葉でございます。確かに、第3条には「譲与」、これを譲与し、または譲渡とあります。第6条も同じ読み方をしなければならないわけでありまして、これは、最初の「これを譲渡」というところは、これは「譲与」にならないといけないと、私は思います。今のご指摘は受けとめたいと思います。文言の訂正になるかと思いますが、そのように私はお答えさせていただきます。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第8 議案76号

議長（滝沢寿美雄君）日程第8 議案第76号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩とします。

(午前10時20分 休憩)

(午前10時30分 再開)

議長（滝沢寿美雄君）休憩前に戻り、議事を再開します。

◎日程第9 議案77号

議長（滝沢寿美雄君）日程第9 議案第77号 立科町暴力団排除条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第10 議案78号

議長（滝沢寿美雄君）日程第10 議案第78号 立科町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。11番、橋本昭君。

11番（橋本 昭君）11番、橋本です。

今回、新しく、第1章の2として整備基準が設けられましたけれども、この中の第1号、第3号、その冒頭に「公営住宅」というふうになっておりますけれども、今回のこの整備基準の新しい章を加えた、この「公営住宅」というのは、町で言う公営住宅のことでしょうか。まず、それを確認いたします。

議長（滝沢寿美雄君）萩原建設課長。

建設課長（萩原邦久君）町で言う公営住宅でいいかと思えます。

議長（滝沢寿美雄君）11番、橋本昭君。

11番（橋本 昭君）この改正する中の本条例ですね。その第1章の総則の中の第2条の中に用語の定義というのがあるわけですね。用語の定義で、用語の定義、第1項、町営住宅、ここに町営住宅というのがあるんですね。町が建設、買い取り、または借り上げを行いというような形で書かれています。第2号に公営住宅というのがあるんです。第2号に公営住宅の用語の定義があります。それはなぜかということ、町営住宅のうち、法の規定による国の補助にかかわるものを公営住宅と

いうふうに、この条例上では規定されています。したがって、この整備基準の公営住宅は、用語の定義から言いますと、町営住宅の中の一部の公営住宅というふうになってしまいますけれども、町営住宅全体をあらわせた条例になってないというふうに理解いたしますけれども、私の理解は正しくないでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君）萩原建設課長。

建設課長（萩原邦久君）橋本議員さんの言うとおりの理解で間違いないと思います。

議長（滝沢寿美雄君）11番、橋本昭君。

11番（橋本 昭君）ということは、先ほどのご説明で、この公営住宅というのは町の町営住宅ですから、全部ですね。全部の整備基準ですね。ですから、この「公営住宅」というのは「町営住宅」に改めるべきではないかなというふうに、私は考えるわけですが。

それともう1つ、このタイトルですが、「立科町営住宅設置」というふうになっていまして、一般的なほかの条例は全部、「立科町町税」とか「立科町」というふうに書いてあるわけですが、これは「立科町営」というのは、正式には「立科町町営住宅」というタイトルに、やはり変更すべきではないだろうか。ほかの条例にもそういう問題がいろいろあるわけですが、それについてはどういう見解を持っておられるか、お伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君）萩原建設課長。

建設課長（萩原邦久君）確かに、この条例の改正のときに、言う前に「立科町」と言って、また言い直すというような場面で、この言い回しの部分では、非常に、「町営」あるいは「立科町営」ということで言いづらい部分があるかなというふうに思っておりますが、ちょっとこの部分につきましては検討してみたいと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君）11番、橋本昭君。

11番（橋本 昭君）先ほどの公営住宅のところの解釈、先ほどの説明では公営住宅じゃなくて、町営住宅全体の整備基準というふうにお考えですよ。だから、この「公営住宅」という表現は「町営住宅」に改めるべきだと思いますけれども、その点について、まだご返答いただけてないんですけど。

議長（滝沢寿美雄君）萩原建設課長。

建設課長（萩原邦久君）あくまでも、この条例上におきましては公営住宅ということで、国の基準に基づいてこういう文言をつくっておりますけれども、私どもといたしましては、町営住宅につきましても、公営住宅と準じて、この考え方でやっていきたいというふうに思っております。

議長（滝沢寿美雄君）11番、橋本昭君。

11番（橋本 昭君）私の言っていることを理解しているかどうか、ちょっとわからないんですけど、用語の定義で、立科町の条例上で公営住宅というのは定まっているんですよ。一般的な公営住宅じゃないんですよ。条例をずっと読んでくると、この公営住宅というのは特定されてしまうんですよ。町営住宅の一部なんです。それでよろしいんですかと聞いているわけです。町営住宅の整備基準じゃないんですかと聞いているんです。だから、ここは「公営住宅」じゃなくて「町営住宅」というふうに変えなければ、一部の整備基金を条例上、設定したということになってしま

いますということを行っているわけですよ。

暫時休憩とします。

(午前10時37分 休憩)

(午前10時39分 再開)

議長（滝沢寿美雄君）休憩前に戻り、議事を再開します。

萩原建設課長。

建設課長（萩原邦久君）ちょっと私の説明が悪かったようでございますが、冒頭の提案のときにご説明いたしました、公営住宅法の改正に伴って、これは委任されたものでございますので、公営住宅に適用するということでございます。

議長（滝沢寿美雄君）11番、橋本昭君。

11番（橋本 昭君）公営住宅法が改正しようが何をしようが、条例は一本ですよ。条例は上からずっと読み出してくるわけですよ。読み出していったときに、公営住宅というのは、この条例上で規定している以上、この公営住宅は、その公営住宅でしかあり得ないんですよ。町営住宅としては読みきれない。これは直さなければおかしいという条例です。そう思いませんか。

議長（滝沢寿美雄君）萩原建設課長。

建設課長（萩原邦久君）ですから、私の説明の中でちょっと不十分なところがありましたが、この条例につきましても公営住宅のみに適用するということでございます。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はありませんか。9番、箕輪修二君。

9番（箕輪修二君）ちょっとお聞きしたいんですが、3ページから表が出てるんですが、ここで所在が「芦田2005番1」とか何番2とかとなってますが、これは法務局のあれに統一したというような説明だったんですが、「2005番1」とか、あるいは「2005-2」とか、あるいは「2005番地1」というふうな感じで表示してある場合もあるんですが、その辺のところを、どういうことでこういうふうになったか、ちょっと教えてもらいたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君）萩原建設課長。

建設課長（萩原邦久君）通常ですと、例えば1番でしたら、「2005-1」、今までの表示はそのような表示だったかと思いますが、これは今回、法務局の表示に合わせたということでございます。

それで、今後、ほかの条例の中でも、この土地の表示について、いろんな表示がなされてますが、今後、改定ごとにこの表示に直していくということでございます。

議長（滝沢寿美雄君）9番、箕輪修二君。

9番（箕輪修二君）ということは、いろんなもので、こういう番地、「2005番地1」とかなっているのがあったり「2005番1」となっていたり、「-」というのを、これからは、ずっとこういう役場関係とか、そういうのはもう「5番1」と、「番地1」じゃなくて「番1」ということに統一していくということですね。

議長（滝沢寿美雄君）萩原建設課長。

建設課長（荻原邦久君）はい、そういうことでございます。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はございませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第11 議案79号

議長（滝沢寿美雄君）日程第11 議案第79号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第12 議案81号

議長（滝沢寿美雄君）日程第12 議案第81号 平成24年度立科町一般会計補正予算（第4号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。8番、小池美佐江君。

8番（小池美佐江君）8番、小池です。

13 ページ、臨時職員で子育て相談員というのがあるんですけども、どういう方で、どういう形で勤められるのでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君）笹井教育次長。

教育次長（笹井伸一郎君）子育て相談員につきましては、前回の全協でご説明を申し上げましたけれども、土屋正一、前の小学校長さんでございます。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はございませんか。4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君）4番、土屋です。

14 ページ、民生費の保育所建設費の中の節15、工事請負費、この件なんですけれども、今度、保育所の駐車場は第1・第2・第3とあるんですけども、それを全部含めた工事費であって、そこにまた雨水（排水）の、その分も入るのか、お聞きしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君）笹井教育次長。

教育次長（笹井伸一郎君）今回の工事請負費につきましては、新しく借りる予定のところの分でございます。いわゆる今つくっていますところに付帯してある駐車場ではなくて、道反対側の新しく設ける駐車場でございます。そちらのほうの工事を、これも前回、全協のほうでご説明申し上げましたけれども、表土等を剥がなければいけないということで、そこへ碎石を敷いた駐車場にしていくという予定でございます。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はございませんか。1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君）19 ページです。ここに、8款の消防費の中に防災会議委員報酬、この関係が出ておりますが、せんだっての条例改正のときに出た、その防災会議が進んでいるものと思われるんですが、この委員構成と、あとその今の会議の進展状況をお聞かせください。

議長（滝沢寿美雄君）笹井総務課長。

総務課長（笹井 茂君）お答えします。

防災会議の内容でございますが、今、選ばれている皆さんは23人ですか、今回、増員した皆さんも含めまして、構成メンバー全員、そろっております。

それで、3回を予定しております。それで、現在2回、終了いたしました。

それで、防災計画の、今回改定をしております、その内容、これが結構膨大なものにもなるんですが、新たにつけ加えるところもありますし、また既成の内容について、避難所がありますとか、避難にかかわる内容のところ結構ポイントとなってくるんですが、そういったものについて、委員の皆さんに内容に目を通していただいて、会議の都度、質問あるいは要望などを受けまして、そこで一旦議論をしていただく中で新たに改正をしていくと、つけ加えていくということで、今進めております。

これからにつきましては、パブリックコメントを行いまして、また今度は町民の皆さんからのご意見も取り入れていくということで、進めてまいる予定でございます。一応、3月までで終了するという考えであります。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はございませんか。3番、小宮山正儀君。

3番（小宮山正儀君）3番、小宮山です。

14ページの保育所建設経費の調査測量委託料17万7,000円ですけれども、これについては、ちょっと安いと思うんですけれども、どのような測量をされて、どのような精度でされるか、その辺をお聞きしたいです。

議長（滝沢寿美雄君）笹井教育次長。

教育次長（笹井伸一郎君）今回につきましては、境界の復元をというふうに考えております。境界復元だけをお願いしていくという予定でおります。

議長（滝沢寿美雄君）3番、小宮山正儀君。

3番（小宮山正儀君）境界の復元ということになれば、その境界の外枠まで全部調査をしなければできないのが、本来の調査方法なんですけれども、私、たまたま自分でやったときには30万ぐらいかかっているんですよ。だから、その辺が、この金額はどの程度までやれるかなということをお聞きしたかったんです。

議長（滝沢寿美雄君）笹井教育次長。

教育次長（笹井伸一郎君）先ほど申し上げましたとおりなんですけれども、一応業者等の見積りの中で計上させていただいたということでございます。

議長（滝沢寿美雄君）3番、小宮山正儀君。

3番（小宮山正儀君）そうしますと、1筆だけを、今回、とりあえず境界復元しておくという考え方ですか。ということは、本来の境界の復元の場合には、1つの筆だけじゃなくて、その関係するところを全部調査しなければ復元できないという形で法務局から出ているはずなんですけれども、その辺についてはどうですか。

議長（滝沢寿美雄君）笹井教育次長。

教育次長（笹井伸一郎君）一応1筆だけという予定でいたわけですがけれども、そういうことで業者のほうへ境界復元をお願いしたいということの見積りの中での金額でございます。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はございませんか。5番、西藤努君。

5番（西藤 努君）5番、西藤です。

20 ページでございますが、教育費の中で、体育センターの放送設備、予算が上がっていますがけれども、「非常」という言葉を使っております。現在、放送そのものは、放送設備は使えているんですが、この非常という対応はどのような内容になるのか、ちょっとお聞きします。

議長（滝沢寿美雄君）笹井教育次長。

教育次長（笹井伸一郎君）この場で、非常はどういう場合を指すかという意味合いですかね。主には、火災とか、そういった場合というふうに考えられると思います。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はございませんか。1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君）1番、榎本です。

11 ページです。総務の企画費のところなんです、ご説明で、今度、しいなちゃん、着ぐるみ、動きやすいという、その着ぐるみをつくられるというふうに説明がありましたけれども、どの程度の動き、またはその完成度、動きをどのような完成度でされるのか、お伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君）笹井町づくり推進課長。

町づくり推進課長（笹井恒翁君）お答えをいたします。

これは、昨年つくりましたしいなちゃん、採用図案を忠実にということで、大変かわいらしくできております。けれども、ちょっと機動性に欠けるということで、今回、そういった部分をクリアできる対応ということで、普通に、例を挙げますと、グレンデでスキーができる、あるいはグランドで走ることができる。今のものと、普通、我々の体型と、手足のある位置のサイズが全然違いますのでできないと。若干、図案とはずれが出てきますけれども、機動性に富んだものを、今回つくっていきたいということでございます。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君）1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君）そうしますと、双子のしいなちゃんになるんですが、先のしいなちゃんと今度新しくできます動きのあるしいなちゃんと、その使いはどのようなふうに分けていかれるご予定でしょうか。

議長（滝沢寿美雄君）笹井町づくり推進課長。

町づくり推進課長（笹井恒翁君）基本的には、同時に2体は表に出ません。ですので、目的によって使用を分けていくという形になりますので、あまり動きがなくても、そこに立っていて、少し動く程度であるとか、そういう場合には、用途に沿って2体を使い分けるということで考えております。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はございませんか。4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君）4番、土屋です。

先ほどちょっと聞くのを忘れてしまったんですが、14ページの民生費の高齢者福祉費、節、工事請負費ですね、高齢者福祉事業費の。共同あんしん住宅の浴槽改修ということで、ユニットバスを入れるということだったんですけども、そのサイズというのはどのくらいのサイズなのか、教えていただきたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君）羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君）お答えいたします。

メーター的には、ちょっとここに資料がございませんけれども、1人用ということで予定してございます。

議長（滝沢寿美雄君）4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君）今、付添いをするということなんですけれども、そのサイズ的には、そのユニットバスのサイズはどのくらいというのはまだわからないんですか。

議長（滝沢寿美雄君）羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君）手元にその資料、持参しておりませんもので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はございませんか。11番、橋本昭君。

11番（橋本 昭君）11番、橋本です。

21ページの9款の教育費、その4の権現の杜公園管理費、今回は27万6,000円の増額補正ですけれども、ちょっと提案説明のときに、しっかりと私も聞き取れなかったものですが、こういうご説明をされたと思いますけれども、利用者増のために補正をするという、これで間違いないでしょうか。

議長（滝沢寿美雄君）笹井教育次長。

教育次長（笹井伸一郎君）利用者が増えたということもあるとは思いますが、それはどういう形でというのは、ちょっととってありませんからわかりませんが、ただ1つ、破損の事故、これはどうも故意にやられた可能性があるんですけども、蛇口を壊されて出っ放しになってしまったというようなケースが2回ぐらいあったと思います。そんなことで水道の使用料が増えたということも、大きく原因しているかなというふうに思います。

議長（滝沢寿美雄君）11番、橋本昭君。

11番（橋本 昭君）数字的に、これは非常に異常な数値になっているわけですので、提案説明の利用者増では説明しきれない、非常に大きな、体育館とか中央公民館よりも多いような水道料と下水料になっているわけですから、これは管理はどういうふうにされているんですかね。その破損されたときに、見回りとか、そういうのは、すぐわかるような状態にはなっているのでしょうか、それだけちょっと確認します。

議長（滝沢寿美雄君）笹井教育次長。

教育次長（笹井伸一郎君）通常、そこに管理している者がいるわけではありませんので、今、通常時におきましては、児童館の館長があのかい一帯を見て回ると。それは、いろんな意味で見て回るとい

うことになるわけですが、そういった公園自体の管理に関することや、またいろんなその不審な行為ですとか、そういったことも含めて、児童館の館長が、定期的にとっても、なかなか難しい部分があるんですけれども、朝は必ず見て回ると、そういう中で今回も発見されたというケースがあります。

議長（滝沢寿美雄君）11番、橋本昭君。

11番（橋本 昭君）水道とか、そういうのは出っ放しになったら、メーターというのがあるわけですが、そういう集中管理体制というのは全然とっておられないということですね。

議長（滝沢寿美雄君）笹井教育次長。

教育次長（笹井伸一郎君）はい、そういう管理体制はできておりません。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はございませんか。

それでは、ここで羽場町民課長より発言を求められていますので、発言を許可します。羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君）お答えいたします。

このサイズでございますけれども、2,625、2m62.5、それから縦が1,800、1m80という形でございます。

今、ユニットバスのサイズをちょっと申し上げたんですけれども、お風呂のサイズは860、横が86cm、縦が1m40ということです。

議長（滝沢寿美雄君）ここで、笹井総務課長より発言を求められていますので、発言を許可します。笹井総務課長。

総務課長（笹井 茂君）先ほどの質問の答えで、訂正をさせていただきます。

榎本議員さんからの質問です。防災会議の回数、3回と申し上げました。当初は3回を予定いたしましたけれども、進捗状況がありまして、4回やる予定になっております。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君）これで質疑を終わります。

◎日程第13 議案82号

議長（滝沢寿美雄君）日程第13 議案第82号 平成24年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第14 議案83号

議長（滝沢寿美雄君）日程第14 議案第83号 平成24年度立科町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第 15 議案 84 号

議長（滝沢寿美雄君）日程第 15 議案第 84 号 平成 24 年度ハートフルケアたてしな事業会計補正予算（第 3 号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。2 番、森本信明君。

2 番（森本信明君）2 番、森本です。

今回の補正の中では、臨時職員の賃金関係について触れられておりますけれども、まずその理由の中では、臨職の増員もしくは異動という言葉が説明の中でされましたけれども、それぞれ事業ごとに、今職員が配置をされていて、臨職があるわけでありましてけれども、その異動という内容について説明をいただければと思います。

議長（滝沢寿美雄君）佐藤ハートフルケアたてしな所長。

ハートフルケアたてしな所長（佐藤繁信君）お答え申し上げます。

臨時職員の異動、各事業所ごとに介護職員を、当然配置をしているわけではありますが、いわゆるその職員の事業所ごとの異動、例えば徳花苑の介護職からだんらんへの介護職への異動、だんらんからデイサービスセンターへの介護職の異動、いわゆる適材適所というようなことで異動をするということがございます。その異動でございます。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はございませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第 16 議案 85 号

議長（滝沢寿美雄君）日程第 16 議案第 85 号 平成 24 年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第 17 議案 86 号

議長（滝沢寿美雄君）日程第 17 議案第 86 号 平成 24 年度立科町索道事業特別会計補正予算（第 3 号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第 18 陳情第 3 号

議長（滝沢寿美雄君）日程第 18 中甸第 3 号 安心できる介護保険制度の実現を求める陳情について、ご意見をお持ちの方の発言を許します。ご意見はございませんか。

〔(なし) の声あり〕

これで意見を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっている議案及び陳情については、お手元に配付しました議案付託表及び陳情文書表のとおり、各常任委員会へ付託をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表及び陳情文書表のとおり、各常任委員会へ付託することに決定をいたしました。

これで、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会とします。ご苦労さまでした。

(午前11時06分 散会)